

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 輝寿会

# 社会福祉法人輝寿会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人輝寿会（以下「当法人」という）定款8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（法人の理事会、評議員会の出席以外の運営業務又は業務監督に従事する者）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）については、理事会、評議員会の出席の都度の報酬及び監査報酬を支給する。

## (報酬等の算定方法)

第3条 報酬等の額は、次の通り定めるものとする。

- (1) 常勤役員の報酬については、別表第1に定める額を支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員の報酬については、理事会、評議員会の出席の都度及び監査の都度、別表第2に定める額及び実費弁償費を支給する。なお、交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (当法人職員給与及び特別な関係の法人給与との併給)

第4条 当法人の職員として又は特別な関係の法人の職員を兼ね、職員給与が支給されている者の役員等報酬等は、支給しないものとする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の通りとする。

- (1) 常勤役員の報酬については、毎月25日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、その日が休日にあたるときは、金融機関の休日前営業日とする。
- (2) 理事会、評議員会の出席及び監査においての非常勤役員及び評議員に対する報酬は、当該会議に出席した日及び監査当日にその都度、現金にて支給する。

## (公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月2日より施行する。

別表

別表1 常勤役員俸給表

号俸	月額(円)
理事長	500,000円
理事・監事	200,000円

別表2 非常勤役員の報酬

理事	理事会出席の都度	日額10,000円
監事	理事会・評議員会出席の都度 年間の監査報酬として	日額10,000円
評議員	評議員会出席の都度	日額10,000円

実費弁償費

理事・監事・評議員	日額 2,000円
-----------	-----------